

「愛媛県パラスポーツフェスティバル（仮称）開催事業企画運営業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、委託者が発注を予定している「愛媛県パラスポーツフェスティバル（仮称）開催事業企画運営業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

愛媛県パラスポーツフェスティバル（仮称）開催事業企画運営業務

3 目的

障がいのある人にとって、スポーツ活動は、健常者と同様、体を動かすことによって得られる楽しみや爽快感、他者との交流、コミュニケーションの促進のほか、障がいの進行予防や、身体機能の維持・向上といったリハビリテーションとしても有効である。また、閉じこもりがちな障がい者にとっては、社会参加の機会ともなり、スポーツは、多くの障がい者に不可欠なものとして認知されている。

しかしながら、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の影響により、県障がい者スポーツ大会やその他多くのイベントが中止になるなど、障がい者のスポーツの機会が失われてきた。今年度は、5年ぶりに県障がい者スポーツ大会を開催したが、長らく続いたコロナ禍により、以前と比べると参加者は大きく減少しており、障がい者のスポーツ意欲の低下や社会参加の停滞が叫ばれている。

そこで、誰もが参加でき、多様なパラスポーツやインクルーシブスポーツを体験することができるイベントを開催することで、障がい者がスポーツの機会を取り戻すきっかけとするとともに、障がいのある人もない人も共に楽しめるスポーツを普及し、障がいに対する理解促進を図ることで、共生社会の実現を目指す。

4 事業費（委託料）

4,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨、及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

(1) 障がい者に対するスポーツ機会の提供

障がい者が様々なスポーツの中から自身にあったものを見つけ、今後のスポーツ活動の実施につなげていくことができるよう様々な障がいの種類に対応した多様な競技の体験会を実施すること。

(2) インクルーシブなスポーツイベントの実施

障がい者がイベントを通じて多様な人々と交流し、社会参加の機会となるよう、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加できるイベントとすること。

(3) パラスポーツ等の普及・振興

8月28日から9月8日に行われるパリパラリンピック、2025年デフリンピック開催に向けて、パラスポーツへの関心が高まっていることから、その魅力を県民に周知し、パラスポーツを通じた交流の拡大に寄与するイベントの開催とすること。

また、イベントの運営に当たって、県内で活動しているパラスポーツ団体等を活用し、今後のパラスポーツ等の普及につながるものとする。

7 業務内容

「愛媛県パラスポーツフェスティバル（仮称）」の開催に必要な一切の業務を行うこと。

開催条件は下記のとおりを想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定するものとする。なお、使用施設以外に必要な事項については受託者で用意することとする。

○事業実施日：令和6年11月23日（土）10：00～16：00

○実施場所：愛媛県総合運動公園（松山市上野町乙46番地）

○使用施設：体育館、補助体育館、多目的広場、補助競技場、中央広場

(1) 企画

下記の内容を踏まえ、企画すること。

① 受付時間

イベント当日は、参加者が時間を選んで参加できるよう、幅広い受付時間の設定を行うこと。

② 使用施設・設備と実施競技

各競技の体験的なイベントとし、以下の競技場所と県内のパラスポーツ等の活動団体を活用した10種目程度を想定しているが、他に適当な競技があれば提案し、委託者と協議の上決定すること。また、中央広場等を活用し、県内の障がい者就労施設等の物品販売や食事等を行えるブースなど、健常者と障がい者の交流の機会を設けること。

ア 体育館

ボッチャ、バスケットボール、ブラインドサッカー、卓球

イ 補助体育館

サウンドテーブルテニス、ゴールボール

ウ 多目的広場

アーチェリー

エ 補助競技場

フライングディスク タンDEM自転車

オ 中央広場

モルック体験、障がい者就労施設等の物品販売、キッチンカー

③ 競技体験以外のイベント

様々な年齢等の参加者が楽しめるイベントを取り入れること。

(例：スタンプラリー、パラスポーツ等情報発信ブース、愛媛県プロスポーツの活用、障がい者eスポーツ等)

(2) 参加者募集及び参加申込

① 参加募集

募集期間及び人数については以下のとおり想定しているが、委託者と協議の上、決定すること。また、募集においては、応募用紙(チラシ)、ポスター、新聞広告、テレビ・ラジオコマーシャル又はSNSなどの媒体を活用し、見る人に興味関心を抱かせ、多数の応募が見込めるようなプロモーション方法等を検討して提案すること。参加申込レイアウト及びデザイン等は複数案作成し、委託者と協議し決定すること。

ア 募集期間

令和6年9月下旬から10月下旬(予定)

イ 募集人数

400名程度

ウ 参加資格

小学生以上

② 参加申込

申込内容に下記の項目を設定し、申込を取りまとめること。イベント実施に当たり必要な事項は加えることができる。また、申込受付方法については委託者と協議の上決定する。

ア 参加者の氏名及び仮名

イ 住所

ウ 緊急連絡先の電話番号またはメールアドレス

エ 所属先(学校または事業所、職場など)

オ 障がいの有無及び障がいの種類

カ 配慮事項(手話通訳・要約筆記・車椅子等)

(3) 運営

① 実施競技の運営に必要な人員を確保すること。

② 会場設営は受託者で行うこと。その際、参加者等に配慮した動線を確保すること。(段差、スロープ等)

③ 参加者が休憩できるスペースを確保、設営すること。

④ 障がい者等へ配慮し、参加者が安全に楽しめるイベントとなるよう必要な人員等を配置すること。(手話通訳者、要約筆記者、医師、警備員等)

- ⑤ イベントで使用する会場周辺施設等の安全管理を行うこと。
- (4) 独自提案
県内のパラスポーツ等の普及・振興につながるような企画の提案も可能とする。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

10 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 成果の帰属
本業務で得られた成果は、原則として、委託者に帰属する。
- (2) 秘密保持
 - ① 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
 - ② 業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
 - ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施にあたっては委託者と協議を重ねながら実施するものである。